

令和 8 年 1 月施行 行政書士法改正に伴う業務範囲に関する補足資料

1. 本資料の目的と改正の趣旨

令和 8 年 1 月施行の行政書士法改正に伴い、組合員の皆様が法令上瑕疵がない業務範囲を正確に把握し、コンプライアンスを徹底するための指針として公文書の補足資料とします。今回の改正の核心は、無資格者による有償の書類作成代行について、「いかなる名目であっても違法である」ことを明文化し、罰則を明確に定めた点にあります。行政書士の独占業務範囲が拡大したわけではなく、従来の法解釈が厳格な条文として規定されたものです。無資格者が報酬を得て**官公署への提出書類を作成する行為**は、今後より厳格に処罰の対象となることを正しく認識してください。

2. 業務範囲別「できること・できないこと」一覧（○×リスト）

行政書士資格を持たない者が、顧客から「報酬を得て（業として）」以下の作業を行うことの可否を示します。

項目	可否	判断基準・注意点
運輸支局等への提出書類作成	×	行政書士の独占業務です。代行料等の名目を問わず、無資格者が報酬を得て作成することは行政書士の独占業務です。
封印受領書の作成（甲種受託者宛）	○	民間の公益団体組織である甲種封印受託者宛の書類であり、行政書士の独占業務には該当しません。
車検時の OCR 用紙入力・記入	×	運輸支局内の端末操作や手書き記入は「書類作成」に該当します。有償で行うことは極めて高い違法リスクを伴います。
書類の提出代行（使者としての行為）	○	既に完成している書類を届けるだけの行為は可能です。ただし、実費を超える請求は「書類作成」とみなされる恐れがあります。

3. 業務項目別の詳細解説と留意事項

(1) ナンバープレート関連および官公署への申請

ナンバープレートの再交付申請書など、運輸支局等の官公署に提出する各種申請書類の作成を「業として（報酬を得て）」行うことは、行政書士法に定められた独占業務です。行政書士資格を持たない事業者が、相談料、コンサルティング料、手続き代行費用など、いかなる名目であっても金銭を受領してこれを行うことは、行政書士法に抵触します。書類作成費用はあくまでも行政書士に依頼をして外注費として労務費と合算した請求をしてください。

(2) 封印業務（再封印・再交付）における書面作成の区別

封印業務に関しては、「提出先」によって業務の可否が厳格に分かれます。この区別を混同しないよう注意してください。

- **民間手続（可能）**：「甲種封印受託者」に対して提出する「封印受領書」の作成。これは取付委託要領に基づく事務作業であり、行政書士の独占業務には該当しません。
- **行政手続（禁止）**：「官公署（運輸支局等）」に対して提出する「再封印の申込書・申請書」の作成。これらをして報酬を得て作成することは、行政書士法に抵触する可能性が極めて高い行為です。

(3) 継続検査（車検）における書類作成

- **保安基準適合証**：指定整備事業者がその権限に基づき作成することは、正当な業務として何ら問題ありません。
- **OCR用紙等への入力**：運輸支局等に設置された端末への入力や、OCR用紙への記入作業は「行政庁に対する申請書類の作成」そのものです。これを有償で代行する行為は、改正法の下では厳格に規制対象となります。国土交通省を含めた各地の運輸支局等の窓口にて書類作成者の確認や行政書士法の管轄外という理由で今まで通りの申請受付を受理している状況は、今後の対応等を注視していく必要があります。

(4) 提出代行（使者としての行為）のリスク管理

行政書士または本人が作成済みの書類を「使者」として窓口へ届ける行為自体は、規制の対象外です。しかし、運用面では以下のリスクに直面します。

- **費用の正当性**：交通費や郵送料等の「実費」を大きく超えるサービス料金を請求した場合、官公署窓口において「書類作成も含めた有償請負」と判断され、受理を拒否される、あるいは調査対象となるリスクがあります。
- **偽装の禁止**：書類作成の実態が無資格者にあるにもかかわらず、提出のみを「使者」と称して行う行為は、法令違反とみなされます。

4. コンプライアンス違反における法的リスク

行政書士資格を持たない者が、報酬を得て独占業務を行った場合に課される法的ペナルティは甚大です。

- **行政書士法違反**：改正法に基づき、無資格者による書類作成業務の実施に対して厳格な罰則が適用されます。
- **公文書偽造罪（不実記載等）**：資格を持たない者が不適切なプロセスで書類を作成・提出した場合、公務員に対し虚偽の申立てを行ったものとして刑事罰の対象となる恐れがあります。
- **保険金詐欺罪**：保険事故案件において、実際には行政書士に依頼していないにもかかわらず、保険会社に対して「行政書士費用」や「書類作成費用」を計上して請求する行為は、詐欺罪に該当します。

5. 相談・確認窓口

具体的な業務スキームが法律に抵触するか否かの判断、および適正な外注化については、以下の窓口へ速やかに確認してください。

- 各都道府県の行政書士会
- 最寄りの行政書士（特に特定行政書士は行政不服申立て等の専門知識を有しています）
- 加入している保険会社（保険案件の費用計上に関する確認）